

建築工事共通仕様書 関係基準

週休2日制ガイドライン
(建築編)

2026年7月

阪神高速道路株式会社

目 次

第 1 章	週休 2 日制	
第 1 節	一 般	1
第 2 節	対象工事	1
第 3 節	用語の定義	1
第 4 節	週休 2 日の実施に関する手続等	2
第 5 節	取得計画及び取得報告書	2
5.1	取得計画作成上の注意	2
5.2	取得計画の構成及び記載内容	2
5.3	取得報告書の構成及び記載内容	3
第 6 節	工事工程の共有	3
第 7 節	週休 2 日の達成判断	3
第 8 節	工事成績評定	4

第1章 週休2日制

第1節 一般

阪神高速道路株式会社が発注する工事の受注者が、建築工事共通仕様書の規定に基づき週休2日へ取り組む場合の指針を示すものである。

第2節 対象工事

週休2日への取組は、当社が2025年7月以降に公告等を開始した、全工事を対象とする。ただし、下記のいずれかに該当する工事は対象外とすることができる。

- (1) 現場施工が1か月未満の工事
- (2) 通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- (3) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事
例①災害復旧工事
例②供用時期が公表され、施工条件の制約が厳しい工事
- (4) 工事発注後に施工時間や施工方法への新たな制約が予想される工事
例①通学時間帯の中断など地域社会からの要望が予想される工事
例②希少動植物の繁殖の確認によって対策が予想される工事
- (5) その他 週休2日が適切でないと認められる工事

第3節 用語の定義

- (1) 週休2日
 - ① 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定し、2日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日に指定するものとする。
 - ② 月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
 - ③ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間
工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（工期の終期日又は設計図書において規定する終期）までの期間をいう。
なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施し

ている期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。また、余裕期間制度の対象工事については実工期を対象期間とする。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

第4節 週休2日の実施に関する手続等

受注者は、週休2日への取組（取得計画）を施工計画書に明記するものとする。

- (1) 受注者は、契約後、工事着手前に「完全週休2日（土日）」に取り組む旨を発注者と協議するものとする。
- (2) 月単位の週休2日及び通期の週休2日は必須とするものとする。
- (3) 受注者の責によらず、やむを得ず週休2日への取組が実施できないことが明らかとなった場合は、監督員と協議を行うものとする。

第5節 取得計画及び取得報告書

5.1 取得計画作成上の注意

取得計画の作成に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 取得計画は、施工計画書に記載のうえ、工事着手前に、監督員に提出しなければならない。
- (2) 取得計画の内容に変更が生じた場合には、速やかに変更施工計画書を作成し提出するものとする。

5.2 取得計画の構成及び記載内容

受注者は、取得計画に次の事項について記載するものとする。

(1) 工期及び取得計画

工期については、下記期間が明確となるよう記載を行うものとする。

- (A) 工事着手日から工事しゅん工日までの期間
- (B) 工期のうち、詳細設計のみを実施している期間、工場製作のみを実施している期間、工事一時中止、年末年始・夏季休暇の期間、発注時に週休2日対象外として定めた期間（(A)の内数）
- (C) 工期のうち、週休2日対象の期間（(C)=(A)-(B)）

(D) 工期のうち、現場閉所を行う予定日 ((C)の内数)

(現場閉所日は、曜日又は指定日のいずれの記載でも可)

(2) その他

その他重要な事項について、必要により記載する。

5.3 取得報告書の構成及び記載内容

受注者は、原則として毎月、監督員へ提出する前の月の取得報告書に、取得計画で記載した上記 5.2 の「工期及び取得計画」と現場閉所日数（取得実績）について記載するものとする。

第6節 工事工程の共有

受発注者は建築工事共通仕様書に基づき作成される工事实施工程表、月間工程表、工事進捗報告等の各種資料を用いて、受発注者間での工事工程の共有を図るものとする。

第7節 週休2日の達成判断

(1) 完全週休2日（土日）

完全週休2日（土日）の達成は、対象期間内の全ての週ごとに現場閉所日数が2日以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っていれば、達成しているとみなす。

(2) 月単位の週休2日

月単位の週休2日の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っていれば、達成しているとみなす。

(3) 通期の週休2日

通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。

なお、現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。完全週休2日（土日）に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日につい

ても、現場閉所日数に含めるものとする。

第8節 工事成績評定

提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、通期の週休2日の現場閉所率を満たさなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定点数を減ずる措置を行うものとする。